

高知龍馬空港新ターミナルビル特殊設備
(逆流防止ゲート)

仕様書

令和8年5月

高知県総合企画部交通運輸政策課

1.1 概要

本仕様書は、高知龍馬空港新ターミナルビル整備に係る空港特殊設備として、入国動線上における逆流を防止するためのゲートに適用されるものであり、当該機器に関する製作、設置、職員への教育訓練に係る仕様を示すものである。

1.2 納入物品及び数量

逆流防止ゲート 2通路 (製作・搬入・据付・調整含む。)

なお、納入機器の詳細仕様は、「1.8 機器仕様」を基本とし、別図を合わせて参照すること。

1.3 納入場所

高知龍馬空港 (高知県南国市久枝乙 58 番地)

1.4 納入期限

令和 8 年 12 月 10 日

1.5 納入に関する一般事項

- 1.5.1 受注者は、本物品納入に関し、発注者との連絡調整その他必要な事項を行うために、主担当者を選任するものとする。
- 1.5.2 受注者は、契約締結後、速やかに概略工程表を提出するとともに、納入に関する詳細な打合せを行うこと。
- 1.5.3 使用する材料及び部品は、全て新品とする。
- 1.5.4 本物品納入に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、作業完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。
- 1.5.5 改善の必要が認められる事項が発生した場合は、発注者と協議すること。
- 1.5.6 本調達の受注者は、発注者の指示のもと、高知県が別途発注する関連工事及び工事関係者と協力し、本物品の円滑な納入に努めること。

1.6 設置場所

員数、場所、サイズ等は別図参照とする。

1.7 業務範囲

- 1.7.1 設置前に設置場所を確認し、設置方法、通信線・供給電源の確認、各機器間のケーブル処理方法等について、図面を作成し、県及び監理補助者に提出して承諾を得ること。

1.7.2 逆流防止ゲート本体の搬入、据付、調整を行うこと。据付は床アンカー固定とすること。

1.7.3 一次側より電源を接続すること。なお、一次側電源設備は建物工事とする。

1.8 機器仕様

1.8.1 本体電源：AC100V 50/60Hz 接地付き

消費電力：待機時 24W、動作時：230W 程度

1.8.2 通行方向：片方向

1.8.3 通行検知方式：透過型光電センサー

1.8.4 フラップ開閉方式：モーター駆動 回転式

1.8.5 フラップ閉扉力：メーカー標準仕様とする。(参考値：両側扉で 7.4N 程度)

1.8.6 フラップ開閉所要時間：セキュリティモード

標準通路：開・閉各約 0.3 秒～約 1.0 秒

1.8.7 通路幅：幅 900 mm 及び幅 600 mm とする。

1.8.8 停電時の動作：停電時ゲートはフリーとなり、手動開放できること。

1.8.9 主要材料：外装部材 ステンレスヘアライン仕上

1.8.10 以下の状況にエラー検知すること。

ただし、県及び監理補助者の承諾を得た上で、メーカー標準仕様によることを認めるものとする。

①逆方向進入の場合

②通行地中で逆戻りの場合

③ゲート潜り抜けた場合

④こじ開け通行の場合

⑤その他機器異常エラー

1.8.11 エラー検知時のチャイム（警報）鳴動

1.8.10 に示す状況で鳴動すること。なお、音量はボリューム調整可能とすること。※鳴動しない設定も可能とすること。

1.8.12 エラー履歴の記録：エラー履歴の内容について記録できること。

1.8.13 フラップの材質はウレタン製であること。

1.8.14 ゲート筐体寸法は W:150mm×H:900mm×D:1100mm とするが、所定の通路幅を確保したうえで、納入仕様書により県及び監理補助者の承諾を得た場合は、メーカー標準寸法により納入することを認めるものとする。

1.9 教育

空港職員及びC I Q職員が運用・保守する上で必要な知識及び操作方法等について、マニュアルと本体装置により、空港職員及びC I Q職員等へ事前教育を実施すること。

- ①空港職員及びC I Q職員への教育は、操作及びその他必要な事項を行うこと。
- ②実施時期については、機器導入後速やかに実施すること。
- ③実施回数については、職員との協議による。
- ④実施場所については、職員が指定する場所とする。

1.10 提出書類

納入にあたっては、以下の書類を発注者へ提出するものとする。

- ① 機器仕様書 3部（電子データ：要）
- ② 各種試験及び検査成績書 3部（電子データ：要）
- ③ 取扱説明書 3部（電子データ：要）
- ④ その他、本仕様書に基づき発注者が必要と認めた資料

※上記電子データは、原則PDF形式とするが、必要に応じ県が指定する他の形式により提出するものとする。

1.11 検査

検査は、納入場所において、発注者及び検査員立会いの下で実施するものとし、仕様書に規定する諸条件を満たしていることを確認する。なお、これに必要な人員、設備、測定機器及び消耗品は全て受注者の負担で準備すること。

1.12 保証期間

納品引渡し後、1年以内に設計及び製造上の欠陥に起因する不具合・事故・故障等が発生した場合は、受注者の責任において無償で修理するものとする。

2 一般共通事項

2.1 使用言語及び計量単位

言語は、慣用的外来語を用いる場合を除き日本語とする。

計量単位は、原則として国際単位系（SI系）を使用するものとする。

2.2 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本物品納入により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。

2.3 秘密の保持

受注者は、本物品納入に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

以上